

# 令和3年 第12回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日時：令和3年12月27日（月）14時00分

2. 場所：由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室

3. 出席委員 11名

会長 7番 縣次男  
副会長 1番 坂本成一

委員 2番 竹内正敏  
3番 高田英  
4番 大野重利  
5番 江藤国子  
6番 式田信一  
8番 佐藤孝雄  
9番 佐藤一富（途中から入室）  
10番 麻生秀昭  
11番 佐藤富雄

4. 欠席委員 0名

5. 議事参与が制限された委員数 2名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議事

- ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ② 農地法第3条の規定による使用収益権設定の許可申請について
- ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④ 農地等の買受適格者証明願について
- ⑤ 非農地証明の発行について
- ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑦ 農用地利用配分計画の決定について
- ⑧ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中10名の出席で会議規則第8条により総会は成立しています。あとで佐藤一富委員さんが遅れてくるそうなので全員の参加となります。それでは只

今より令和3年 第12回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。  
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員  
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。  
次に、会議録署名人の1名を指名します。  
本日の会議録署名委員は、議席番号4番 大野 重利委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。  
次に、採決についてお諮りします。  
これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員  
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。  
農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第1号～3号 3件)

議長

続きまして、日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案1号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは、説明致します。  
挾間町来鉢、主にアシマツという所ですが、渡人が高齢になり身体が悪くなりましたので、受人に売買するとなっております。受人のお父さんが主にやっておったんですが、二人ですという事でありまして。  
農機具等々も全て揃っておりますので問題ないと思います。

宜しく申し上げます。

議 長

それでは、この案件につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この議案1号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議 長

続きまして議案2号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

場所は、前回、玖珠のソーラーパネルの変電所を作る所のすぐ近くになるんですけど、渡人がもう農業が出来ないという事で、受人が今借りているので、買い受けたいという事でした。

場所的には、そんなに狭くないのでどうかなあと思うんですけど、ここで農業を続けたいという事なので、特に問題ないと思います。以上です。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、議案2号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案3号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

ここも受人の家の上の方になるんですけど、渡人がもう出来ないという事で、すぐ近くなので引き続き受人がしたいという事で売買となります。

問題ないと思いますので、宜しく申し上げます。

議 長

この議案3号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この議案3号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による使用収益権設定の許可申請について」  
(議案第4号～7号 4件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による使用収益権設定の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による使用収益権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

事務局から説明が終わりましたが、この議案4号から7号につきましては、同一事業者の申請である為、一括して審議致します。説明の方を議席番号5番 江藤 国子委員よりお願いします。

5番 江藤 国子 委員

場所は、210号線沿いの九大車両の上の方になるんですけど、九大車両の近くに変電所が出来るので、水地の方に出来るソーラーパネルから電線を引っ張ってこないといけないので、その為の地役権の設定となります。空中架線なので、特に耕作に問題ないと思いますので宜しくお願いします。

議 長

それでは、今一括して質問を受けたいと思いますので、質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

6・7号の中川の分もやっぱりそこに行く為に一貫したあれですか？同じ経路というか、別物ではなくて同じ？

5番 江藤 国子 委員

上からずっと引っ張ってくる為のやつですね。

事 務 局

そうですね。太陽光が下依なんですよ、出来るのが。水地の向こうなんですよね。蕎麦農園の所位に出来るんですけど、林地開発で。それからずっと引っ張ってくるんです。その中で農地が絡んでいたのが、この・・・。

3番 高田 英 委員

九大車両の所に、全部その為の線がということ・・・、わかりました。

事 務 局

そうです。元の方が中川で、こっちの方は下湯平なんで大字が分かれています

けど、全部元は1個のメガソーラーからの案件です。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

はい、他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

なければ、この案件、一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第8号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案8号ですが、議席番号3番 高田 英委員より説明をお願いします。

3番 高田 英 委員

位置図・字図は1ページから5ページ、場所につきましては、湯布院町川北荒木地区の公民館がある所です。事務局説明もありましたが、農地区分は第3種農地になっております。

渡人は会社を辞めて、現在ケアハウスに勤めている方で、農地は持っていたのですが、ほとんど他の人に頼んで作ってもらっていたという状況で、自分もある程度歳をとってきたので譲りたいとの事で、探していたところ、受人が買いたいという話が出来たそうです。

この受人につきましては、雑貨販売おそらく九州管内で約50店舗位はあったのですが、コロナの影響を受けて状況が激変してきたという事で、最近売り上げ少はずつ戻りつつある中で、会社が今所有している湯布院でも大きな民芸村っていうのが、金鱗湖の近くにあります、受人の会社がその民芸村を数年前に買ったと。で、だんだんその施設も整備が必要な状況で、そこを一回解体して新しいものを作る、それをする為に今まであった古材を活用したいという事で、広い資材置場用地を必要としているという事でそこを買いたいという話が出来たという事です。

排水につきましては、砂利敷きとのことで周辺に与える農地に与える問題はないと思いますので、宜しくお願い致します。以上です。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、ご質問がある方はお願いします。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り)

江藤委員さんどうぞ。

5 番 江藤 国子 委員

受人の会社は、西日本ハウスの人ですか？

3 番 高田 英 委員

受人の会社と西日本ハウスは、家族経営で会社がそれぞれ別々になります。

5 番 江藤 国子 委員

民芸村の中をちょっとやり替えるんだったら、ここ一時転用にしてもいい様な気がするんですけど。

3 番 高田 英 委員

いやいや、簡単な一時転用レベルの話ではなくて、かなり長期にわたっているという事と今、売上が落ちた中で私が聞いたのは、不動産業が、ここは宿泊もしてて、グランピングとか、ああいう所の売上げが最近伸びているのでそこに力を入れたいと。今まで外注で出してきた造成とかそういう物を含めてやっていった方が効率よく安く出来るのでいいという事で、そういう部分も資材を置きたいという事なので問題ないと思います。

議 長

他に質問はないですか？

質問が無い様でございますので、この議案 8 号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

#### ■日程 第 4 「農地等の買受適格者証明願について」

(議案 9 号 1 件)

議 長

日程第 3 農地等の買受適格者証明願の発行について、1 件あります。事務局より説明をお願いします。

議案 9 号ですが、私が(議席番号 7 番 縣 次男委員)、会議規則第 1 2 条により議事参与制限を受けるので退席になりますので、副会長お願い致します。

( 議席番号 7 番 縣 次男委員 退席 )

副 会 長

議案 9 号について進行が代わりました。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第 3 農地等の買受適格者証明願の発行について、議案朗読説明。

副 会 長

何か質疑があれば、お願いします。

競売物件で参加するのにも、農業委員会を通さなければ参加出来ないという事で。

3番 高田 英 委員

私、サインしたので説明しましょうか？

副 会 長

はい、お願いします。

3番 高田 英 委員

場所については、地図が無いんですが、湯布院町のすみれ保育園という所があるほんの近くの所です。

まず、競売に参加する場合はですね、農業委員会の買受適格者である事の証明書を添付する必要があります。競売に提出する書類の中に。これはどういう事かというと、普通の3条許可申請と同様に書類を提出し、農地を持てるだけの人であるという事を農業委員会が証明して、その証明書を添付するという形ですね。だから、ここで許可OKという事になれば、3条申請はする必要ないという事です。しばらくほんとして出なかったと思うんですが、こういう事になってます。

で、ご存じの様に受人は認定農業者でありまして、もう色々言う事もないと思いますので、一つ地目が田んぼとなっておりますが、現況を確認したところ畑の様な状況です。受人がネギを植えるという事で計画書があがっております。宜しくお願いします。

副 会 長

高田委員さんから説明がありましたけど、他に質疑はありませんか？

(ありません。)

この議案9号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

縣 次男委員、お入りください。

( 議席番号7番 縣 次男委員 着席)

縣委員さんに報告致します。挙手多数で、この案件許可相当と認める事にしました。

7番 縣 次男 委員

皆さん、ありがとうございました。

## ■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案10号～12号 3件)

議 長

日程第5 非農地証明の発行について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

今、説明が終わりましたけども、議案10号につきまして、ご質問がある方はお願い致します。事務局 他に補足ないですか？

事務局

場所としては、挟間の医大病院の裏手にある川崎病院の駐車場の一画でございます。

資料の10ページが航空写真なんで判り易いと思うんですけども、駐車場の一部となっております。川崎病院がもう開業後20年以上経過しているので、20年以上の経過は間違いはないという事で、非農地証明相当かなと判断しております。

議長

質問ないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案10号の案件 採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案11号ですが、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

11号は庄内町櫟木なんですけども、櫟木のエイワンモーターの裏手ぐらい、川を渡った先の線路沿いの所なんですけども、15ページの航空写真を見ると家が建っている様な状況です。ここは建物が未登記だったらしく、今回家を建て替えるにあたって、地目が畑である事が判明した為に処理をするという事になりました。

未登記の為、建物登記では確認が取れなかったのですが、国土地理院の航空写真、昔の物を確認しまして20年以上前に撮影されたものに建物の同じ影がありましたので、状況から20年以上経過しているのは間違いないと判断しております。

以上、宜しくお願いします。

議長

それでは、11号につきまして説明が終わりましたけども、ご質問がある方はお願い致します。

(ありません。)

質問がない様でございますので、議案11号の案件 採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案12号ですが、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

12号は挟間町下市です。場所としては、下市のローソンの裏手を入れて行った所の住宅地の一画となっております。

航空写真は資料の21ページなんですけども、昔分譲地として造成されて販売された住宅の隅っこの所なんですけども、建物の登記を確認したところ20年以上経過しており、この申請人が当時分譲地を買って家を建てた時から20年以上経過しておりますので、非農地証明相当だと判断しております。宜しくお願いします。



議 長

それでは、この案件につきましてご質問がある方はお願い致します。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

## ■日程 第6「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第13号～19号 7件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけれども、議案13号から15号につきましては継続の案件でございますので、質問があれば一括して受けたいと思います。宜しくお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、ご質問が無い様でございますので、一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案16号からは新規の案件でございます。ご質問があればお願いします。質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、ご質問が無い様でございますので、この16号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案17号ですが、ご質問がある方お願いします。

(ありません。)

はい、質問が無い様でございますので、この17号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案18号ですが、ご質問がある方お願いします。

(ありません。)

それでは、ご質問が無い様でございますので、この18号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案19号ですが、私が(議席番号7番 縣 次男委員)、会議規則第12条により議事参与制限を受けるので退席になりますので、副会長お願い致します。

( 議席番号7番 縣 次男委員 退席 )

副 会 長

進行代わります。議案19号について、新規の案件です。質疑を受けたいと思います。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

教えてください。いい悪いとかじゃなくて、貸人と借り人が同じ世帯ですよ？使用貸借するメリットがあるんですか？

副 会 長

息子さんに経営を受け継がせたり、買ったり借りたりするのに5反以上の面積を与える為。親子でも契約はしないとイケない。

事 務 局

今後、息子さんが本格的に農業をやっていかうとなったらいいんです。で、すべての農地ではなくて、一部を任せてそこから5反を超えて、自分名義で増やしていく様な形で、一括ではないと聞いております。

2番 竹内 正敏 委員

50アールは絶対必要なんや。

事 務 局

そうです。

3番 高田 英 委員

でも、認定農業者なら納税猶予とか一括贈与なら受けられるのでは？

事 務 局

そこまでは、まだしないんでしょうね。

経営移譲年金とかは、完全に農業から手を引いて子供さんに譲ればそういったのがあるんですけど。まだそこまではしないという事かと。

3番 高田 英 委員  
わかりました。

副 会 長

他に質問はありませんか？

(ありません。)

はい、質問が無い様でございますので、この19号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

縣 次男委員、お入りください。

( 議席番号7番 縣 次男委員 着席)

縣委員さんに報告致します。挙手多数で、承認となりました。

7番 縣 次男 委員

皆さん、ありがとうございました。

#### ■日程 第7 「農用地利用配分計画の決定について」

(議案第20号 1件)

議 長

日程 第7 農用地利用配分計画の決定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用配分計画の決定について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案20号の案件につきまして、ご質問がある方はお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案20号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

#### ■日程 第8 「農業振興整備計画(変更)について」

(別議案第1号～28号 28件)

議 長

日程 第8 農業振興整備計画(変更)について 28件あります。農政課より説明をお願いします。

農 政 課

日程 第8 農業振興整備計画(変更)について、議案朗読説明。

( ※ 箇所番号1つずつ説明をする )

議 長

今、農政課から説明がありましたけど、箇所番号1号につきまして、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

ちょっと教えてください。畜産用WC S置場っていうのは、用途名は何になるんですか？

農 政 課

ロール置場で、農業用施設、農業用資材置場です。

3番 高田 英 委員

農業用資材置場っていうのがある？

農 政 課

県の人に聞いたらそうしてくださいと言われました。

3番 高田 英 委員

ああ、そういうことじゃなくて、用途の名前を、農業用施設用地とか農地とかいっぱいある区分の中で何になるのか？

農 政 課

農業用施設用地にしてくださいって言われました。

3番 高田 英 委員

農業用施設用地？わかりました。

議 長

他に質問はありませんか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号1の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号2番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号2番 議案朗読説明。

議 長

今、農政課から説明がございましたけども、箇所番号2番につきまして質問がある方お

願ひ致します。

1番 坂本 成一 委員  
始末書か何か付いている？

農 政 課  
始末書は付いてます。まだ舗装とかはしてないんですが、砂利を敷いていて、造成している状態だったんで、始末書を出してくださいと指導しました。

1番 坂本 成一 委員  
事前着工しているんですよね、農振外れてないうちから工事にかかっている、僕も注意したんですけど。

農 政 課  
私も現地に行ったら、もうあたっていましたので、すぐに始末書を出してくださいという事で指導しております。

議 長  
はい、他に質問はないでしょうか？始末書が出ているという事でございますが。

3番 高田 英 委員  
何㎡？

農 政 課  
1 2 1 0 ㎡です。

3番 高田 英 委員  
2 0 0 ㎡超えてるんですね。本来農業用倉庫だけなら許可不要でもいいような気もしますけど。

議 長  
それでは、この案件 採決致します。意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号3番の説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号3番 議案朗読説明。

議 長  
この案件につきまして、ご質問がある方 願ひ致します。  
(ありません)  
質問が無い様でございますので、この箇所番号3につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号4番・5番については編入の案件となっておりますので、説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号4番・5番 議案朗読説明。

議 長

はいそれでは説明が終わりましたけども、箇所番号4番・5番につきましては、編入でございますので、質問があれば一括してお受けしたいと思います。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この2つの案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この2つの案件 意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号6番の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号6番 議案朗読説明。

議 長

それでは、箇所番号6番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号7番から11番の説明をお願いします。箇所番号7から11につきましては、議席番号3番 高田委員さんが会議規則第12条により議事参与制限を受けるので退席をお願いします。

3番 高田 英 委員

すみませんが、農振に関しても議事参与制限を受けるんですね？先ほどの5番の時麻生委員さんそのままだったから・・・。

議 長

そういえばそうですね、麻生委員さん出てなかったな。

事 務 局

すみません、言うのを忘れてました…。

3番 高田 英 委員

いや、全然出てというなら出ますけど。

議 長  
いやあ、俺もうっかりしてた。

3番 高田 英 委員  
関係ないのかなって思ってたけどな。

議 長  
すみません、申し訳ない。お願いします。

( 議席番号3番 高田 英委員 退席 )

農 政 課  
箇所番号7番から11番 議案朗読説明。

議 長  
それでは、箇所番号7番から11番につきまして、質問がある方お願い致します。  
(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この7番から11番につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

高田委員、お入りください。

( 議席番号3番 高田 英委員 着席 )

高田委員さんに報告致します。挙手多数で、この全ての案件 承認しましたので、ご報告いたします。

それでは、箇所番号12番の説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号12番 議案朗読説明。

議 長  
それでは、箇所番号12番につきまして、質問がある方お願い致します。  
(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この箇所番号12番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号13番の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号13番 議案朗読説明。  
(9番 佐藤 一富 委員、入室)

議 長

はい、それではこの箇所番号13番の除外につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号13につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号14番の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号14番 議案朗読説明。

議 長

はい、それではこの箇所番号14番につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号14につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号15番の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号15番 議案朗読説明。

議 長

はい、それではこの箇所番号15番につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号15につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号16番の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号16番 議案朗読説明。

議 長

はい、それではこの箇所番号16番の除外につきまして、ご質問がある方 お願い致します。



す。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

第1種農地となっておりますので、換地処理をされた圃場整備田って事でしょうか？

農 政 課

そうです。一応8年以上経っているという事で、一応申し入れを受け付けさせていただきましたので。

3番 高田 英 委員

一応8年以上経っていても、その後の転用目的が山林では、第1種農地から山林には出来ません。だとすると、これはもう農振除外は無理じゃないですか？

農 政 課

です。

3番 高田 英 委員

そういう意見を付けた方がいいと私は思います。それとちょっと気になる、航空写真を見ると周辺がずっと山林っぽいんですけども、ここも農地ですか？ここも圃場整備田という事ですよ？

農 政 課

そうですね。山になっている部分は抜けています。田の部分は圃場整備田です。

9番 佐藤 一富 委員

これな、2～3年前の災害なんです。

3番 高田 英 委員

災害でやられて、換地処理をした？

9番 佐藤 一富 委員

いやそうじゃない。直しきらないって。前から親の頃から荒らしてきてたから復旧できないって言うけん。

だから今回申請が上がってきたんだろうって思う。そして、農地災害とかにかけないでそのまま放置しとくってという話みたい。

3番 高田 英 委員

どっちにしても、農転の許可出来ませんね。第1種農地だから。

議 長

それではバツということで答申致します。

続きまして、箇所番号17番の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号17番 議案朗読説明。

議 長

はい、それではこの箇所番号17番の除外につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号17につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号18番について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号18番 議案朗読説明。

議 長

はい、それではこの箇所番号18番につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

これがあの、農業用倉庫の平米数でいったら、始末書を付ける必要があるのか？というのが疑問に思うんですけどね。

というのは、農業用倉庫200㎡以内であれば建てられると思うんですね。そういう感じで建てて後々になったら始末書付けないといけないっていうのは、なんか妙な気がするんですがどうでしょう？

中に保管されている物とか見ると農業用倉庫として使っていたことはあきらかだと思ふんですけど。

農 政 課

一応、念の為に頂いた。

3番 高田 英 委員

始末書いらないと思います。

議 長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号18につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号19番の除外について説明をお願いします。

農政課

箇所番号19番 議案朗読説明。

議長

はい、それではこの箇所番号19番の除外につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

農業委員会から指摘があったと書いてますけど、農地パトロールとかで見つかった案件とかそういう事でしょうか？

農政課

そうです。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号19につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号20番の除外について説明をお願いします。

農政課

箇所番号20番 議案朗読説明。

議長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号20につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号20番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 2 1 番の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 2 1 番 議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号 2 1 につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 2 1 につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 2 2 番の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 2 2 番 議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号 2 2 につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 2 2 につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 2 3 番の除外につきまして説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 2 3 番 議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号 2 3 につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 2 3 につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 2 4 番の除外につきまして説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 24番 議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号 24 につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 24 の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 25 番の除外につきまして説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 25 番 議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号 25 につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号 25 番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 26 番の除外につきまして説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 26 番 議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号 26 につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(3 番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3 番 高田 英 委員

説明文の中で、地目を雑種地と書いているんですが、公衆用道路に変更するんじゃないんですか？雑種地にするとかなり税金が跳ね上がると思うんですけど。

農 政 課

本人は、雑種地という事だったんですけど、確認します。

3 番 高田 英 委員

言ってあげてください。公衆用道路にしたら全然金額が違います。

農 政 課

わかりました。そこは確認します。

議 長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号26番の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号27番の除外につきまして説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号27番 議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号27につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号27番の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号28番の除外につきまして説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号28番 議案朗読説明。

議 長

それでは、説明が終わりましたけども、この箇所番号28につきまして、ご質問がある方 お願い致します。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

すみません、133ページの方赤で囲んでいる所は、住宅地じゃない所も入ってそれも宅地に替えちゃうんですか？

農 政 課

すみません、分筆じゃないです。これもそもそもですね、建てる時に土地を間違え

て作った形です。

5番 江藤 国子 委員

ここはでも、建物が建っている所だけ分筆したらいいような気がするんですけど。

農 政 課

974-2は外れているんですよ。974-5がほぼ宅地という形になっています。

3番 高田 英 委員

974-5っていうのは今度分筆する線のことを言っているんですね？

農 政 課

そうです、はい。

3番 高田 英 委員

航空写真を見ると974-2も建物が建ってるような感じやけど・・・。

農 政 課

こちらも建物が建っています。

3番 高田 英 委員

なんか知らんけど、今回の説明の中で、「境界を誤り」という言葉が非常に多すぎるんだけど。ほんとはそうじゃなくて意図的にしたけど、ということじゃないかなと思うんですけどね。後になって許可を貰おうという。

農 政 課

最近亡くなって相続する時に地目が変わっていない状況が分かって出してくる方が非常に多くて「始末書を出してください」という事で上げさせていただいています。

議 長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号28番の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

農 政 課

ありがとうございました。

議 長

その他で何か質問があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

昨年、ここ1年前から言ってるんですが、3条にかかる下限面積の検討を1、2、3月の内に資料を作ってメリット・デメリットとかを出して、私はその下げろというわけではなくて、一度由布市の中でちゃんとした農業委員さんの中で、そういう資料を見ながら検討する必要があるんじゃないかっていう事言ってるんで、頭に入れておいてください。

私達が代わる前に次の委員さんに引き継いでいく形を取りたいですからね。

事務局

それは、毎年3月にやっているんで、今年も準備するつもりではあります。それに伴ってこちらで揉んで提示するつもりです。

3番 高田 英 委員

でも、各市町村の状況とか、下がった時こういう事が考えられるとかそういうところまで含めて提案してもらえると皆さん議論しやすいのかなと思っているんで。今まで通りいきなり5反でどうですかっていう形でなくて、ちゃんと議論して5反になるなら5反、下げるなら下げるそういう所を一旦ふんで欲しいなと思います。すみません宜しくお願いします。

議長

他にその他でご質問・ご意見はないでしょうか？  
(ありません)

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_